

2019年度 事業計画

I.基本理念・基本方針・ビジョン

<基本理念>

愛するために汗をかき、愛する喜びを分かち合い、愛される感動を得る。

<基本方針>

平成から新たな元号に改元する時代の大きな変革期のなかで、旧態から存続する社会福祉法人の意義や役割が問われている。福祉事業の担い手として営利企業や特定非営利活動法人（NPO法人）など他の法人格が台頭するなか、次代に向けた社会福祉法人の新たな使命や独自性を明らかにすることが求められている。

地域やひとが日常生活や社会生活を営むうえで起こる「困りごと」を軽減、解消、解決し、幸福をもたらすことが社会福祉法人の基本的な使命であり、その解決策や方法が社会福祉事業である。ひと事ではなくわが事として、その地域に暮らす住民のために、地域やひとの課題に取り組み、解決するまで決してあきらめることなく、やり遂げ抜くことを今年度の方針とする。

<ビジョン>

「新しい福祉の創造のために」

II.会務の運営

(1) 理事会の開催 (年4回)

○開催予定月 第1回/2019年5月、第2回/2019年8月、第3回/2019年11月
第4回/2020年3月

※その他必要な場合は適宜開催

(2) 定時評議員会の開催 (年1回)

○開催予定月 第1回/2019年6月

※その他必要な場合は適宜開催

(3) 監事による監査の実施

○実施予定月 2019年5月

※その他必要な場合は適宜開催

(4) 評議員選任・解任委員会の開催

○実施予定月 必要な場合に適宜開催

Ⅲ.事業内容

次の5つの分野での事業を推進・展開していく。

1.障がいのある方を支える事業

(1) 働く障害者の所得向上

法人内での受注調整を行うとともに、他法人や関係機関と連携し、良質で十分な仕事の確保をめざし、障がい者従業員や利用者の賃金、工賃の増額をめざす。

(2) 安心できる生活環境の整備

障がいの種類や程度、年齢などを考慮し、グループホームを中心とした地域生活が送れるように、必要な生活環境の整備を行う。

(3) 障害のある小学生のための放課後等支援の拡充 **[新規]**

特別支援学校や特別支援学級などに在籍する小学生のために、これまで中学生・高校生に限っていた放課後等デイサービス事業の対象年齢の拡充を行う。

(4) 就職促進と定着支援のためのフォローアップの強化

就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携しながら、一般就職をめざす障害者のための訓練を実施するとともに、就職後も定着し、継続して働くためのフォローアップを一体的に行い、離職の防止に努める。

(5) 障害のある方とその家族のためのよき相談者として

障害のある方のライフサイクルに応じた支援が行われ、福祉の充実に寄与するためよき相談者としての支援を行っていく。

(6) 障害のある方の重度化・高齢化への対応 **[一部新規]**

障害のある方の重度化、高齢化に対応するため先進的な取り組みを行っている事業所の視察や講習会など、より専門的な支援を行うための研究や取り組みを行うとともに、重度化や高齢化に対応した事業の実施に向けた準備を行う。

(7) 福祉サービスの質の向上のための取り組み

利用者の状況の正確な把握と情報の共有、定期的な内部研修を行い、障害福祉サービスの質の向上に努める。

(8) 障害がある方へのキャリアアップ支援

就労系事業の利用者に対し、作業技術の教育などキャリアアップのつながる教育訓練を行う。

(9) 各種関係団体への協力

日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会や日本セルフセンター、日本セルフ士会、九州地区知的障害者福祉協会、九州地区授産施設協議会、長崎県知的障がい者福祉協会、長崎県授産施設協議会、長崎県社会福祉協議会、長崎県社会福祉法人経営者協議会、長崎県障害者共同受注センター、街かどのふれあいバザール運営委員会、諫早市自立支援協議会、諫早市社会福祉協議会等への役員・職員の派遣など積極的な協力を行う。

事業所名	所在地	障害者総合支援法上の福祉サービスの種類	行動目標	行動計画
諫早ワークス	諫早市	●就労継続支援 B 型 (30 名) ●就労移行支援 (6 名) ●就労定着支援事業 ●日中一時支援事業 (市町村事業) (10 名)	1. 最低賃金の 3 分の 1 以上の工賃の支給 2. 就労の促進と定着支援の充実 3. 利用者教育への取組み	○新規利用者の開拓 ○営業活動の強化 ○作業科目の整理 ○就職後の定着支援 ○就職先・実習先の開拓 ○利用者の作業技術研修の実施 ○新しい利用者への新人教育
諫早ワークス	諫早市	●放課後等デイサービス事業 (10 名)	1. 放課後等デイサービスの拡充 2. 専門性の強化 3. 学校や家庭との連携強化	◆ <u>小学生の受け入れ</u> ◆ <u>開業日数の拡充</u> ◆ <u>療育についての研修</u> ◆ <u>発達障害児・自閉症児の研修</u> ◆ <u>特別支援学級や家庭への支援</u>
ノーブル	南島原市	●就労継続支援 A 型 (10 名) ●就労継続支援 B 型 (10 名)	1. 仕事の確保と所得向上 2. 利用者の特性に対応した個別支援の充実 3. 利用者満足度の向上	○施設外就労先の開拓 ◆ <u>新規販売先の開拓 (製麺事業)</u> ○新規利用者の開拓 ◆ <u>利用者の作業技術研修の実施</u> ○利用者の特性に対応した働き方や職業指導 ○相談の機会を定期的実施、内容の充実 ○満足度調査に基づいたサービス向上への取組み ○地域の福祉ニーズ調査と準備
グループホーム たちばな	雲仙市 南島原市	●共同生活援助 (22 名)	1. 住まいの提供 2. 健康的な暮らしの提唱 3. 地域とのつながり強化	○新規利用者の開拓 ○体験利用の受け入れ ○本体事業所の拠点機能強化 ○食生活の改善 (栄養管理と食彩) ◆ <u>感染症の予防と研修の実施</u> ○医療機関との連携 ◆ <u>相談できる環境づくり (個別面談の実施)</u> ○地域への協力と交流 (自治会配布物の仕分け業務) (日曜朝市の開催等)
(仮称)グループホームいさはや	諫早市	●共同生活援助 (未定)	1. 平成 32 年度開設に向けた準備	○建築に係る準備 ○補助金等の調査と申請 ◆ <u>スタッフの確保</u>

※()内は利用定員

2. 地域・社会への貢献事業

(1) 法人成年後見人制度の研究と準備

障害のある方の権利の保障と豊かな生活のために、後見人制度を研究し、法人後見人事業開設のための準備を行う。

(2) 東北応援プロジェクト 2019 ～10年継続事業～

未曾有の被害となった東日本大震災から8年が経過したが、心の復興は完全ではない。法人の10年継続事業である東北応援プロジェクトについて、いま必要なことを検討・企画し、実行していく。

(3) 生活困難者レスキュー事業への協力

長崎県社会福祉法人経営者協議会が行う生活困難者レスキュー事業に対する協力・支援を行っていく。

(4) 地域住民のための移動支援の準備

利用者の減少などから公共交通機関が不足し、特に高齢者の方や障害者の方の移動については不自由な状態にある。こうした地域住民の足を補完するためにコミュニティバスの運行について、研究・検討し、実現に向けた取り組みを行っていく。

(5) 共生型サービスの創設に向けた対応

平成30年度から実施された共生型サービスの情報収集および研究、実施のための検討を行う。

(6) 障害者・高齢者・生活困窮者の住まいの確保を支援する事業 **[新規]**

障害者、高齢者、生活困窮者の社会的自立を促進するため、不動産業者、行政等と連携し住居・住宅の確保のための支援についての事業の開始のための研究、準備を行う。

3. 法人のブランド化事業

(1) 事業の評価と改善

現在実施している事業を定期的に点検・評価し、より質の高い事業となるように改善していく。

(2) 業務マニュアルの作成

業務全般を点検し、業務の標準化をはかり、より効率的なものとするためにマニュアルの作成を行う。

(3) 戦略的な広報活動の強化

法人の取り組みを積極的に発信していくため、ホームページのさらなる活用と定期的な広報誌の発刊を行っていく。

(4) 職員の確保と育成

事業の展開・推進のために欠かせない職員の確保について、大学等の機関との連携、子育てが終わった主婦などの採用や登用をすすめ広く人材の確保につとめるとともに、研修についても、全職員の研修を計画的かつ重点的に行い、専門性の高い人材に育成していく。

4. 高齢化を支える福祉事業

高齢者福祉の事業化のための研究

65 歳以上の高齢者への安定した福祉サービス提供のために、介護保険事業等の高齢者福祉事業についての研究を引き続き行う。

5. ICT を活用した福祉事業

ICT を活用した在宅障害者等の支援事業の実用化ための研究

在宅の障害者のために ICT を活用した福祉事業について、先進事例から支援の方法などを研究、検証し実現化に向けた取り組みを行う。